

西パ健発第 20A0313 号
令和 2 年 3 月 10 日

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

被扶養者認定に係る国内居住要件の追加に伴う確認及び届出

日頃は、当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について「被扶養者認定に係る国内居住要件の追加について」（西パ健発第 20A0312 号）によりご案内のとおり、健康保険法等の改正により、健康保険の被扶養者の認定要件に「国内居住要件」等が追加され、令和 2 年 4 月 1 日より施行されます。

今般の改正に伴い、令和 2 年 3 月 31 日時点において、当組合に加入されている被保険者及び被扶養者のうち国外に居住している方については、認定要件を満たしているかの確認を行う必要があります。

つきましては、下記により国外に居住している被保険者及び被扶養者について、別添の「国内外転居届」（証明書類は不要）を令和 2 年 3 月 31 日までに当組合に届出いただくようお願いいたします。

なお、今後、被保険者及び被扶養者が国外から転入出することになる場合は、その都度「国内外転居届」が必要となりますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

- ・ 国外に居住している被保険者（令和 2 年 3 月 31 日時点）
- ・ 国外に居住している被扶養者（令和 2 年 3 月 31 日時点）

2 届出書

「国内外転居届」

3 届出期限

令和 2 年 3 月 31 日

以上